

# 希望の明日

2008年11月14日 15号

生存権裁判を支援する北海道の会  
事務局：北海道生活と健康を守る会連合会  
札幌市西区八軒8条東5丁目4-20  
TEL(011)736-1722 FAX(011)736-1688  
メール：doseiren@joy.ocn.ne.jp

～11・7 札幌地裁 第4回口頭弁論～

**63名集結、署名7,826筆提出!!**



11月7日、札幌地裁で生存権裁判第4回口頭弁論が開かれました。裁判の傍聴とその後の報告集会には、3名の原告（菊池繭美さん・佐賀光江さん・七尾真美さん）、と6名の弁護士、54名の支援者の計63名が詰めかけました。新聞社も取材に訪れました。裁判に先立って細川久美子原告世話人代表から七、八二六筆の署名が裁判所に提出されました。

## ◆10・28釧路地裁第4回口頭弁論 ～7,118筆の署名提出～

10月28日、釧路地裁で第4回口頭弁論が行われました。原告の成田純子さんも、傍聴に訪れた大勢の支援者に囲まれて元気です。裁判に先立って7,118筆の署名を提出しました。



出迎えを受ける原告・弁護団



国民救援会道本部・守屋会長から連帯のご挨拶

# 12月19日(金)14時より

**札幌地裁に第2次訴訟**(佐藤百茂子さん・佐藤由美子さん)を提起します。1階ロビーにお集まり下さい!!

## ◆報告集会(札幌弁護士会館)◆



**後列**；左から東区の大久保さん、安部弁護士、芝池弁護士、中島弁護団事務局長、増川弁護士、多田弁護士。

**前列**；左から三浦事務局長、内田弁護団代表、原告の七尾真美さん、佐賀光江さん、菊池繭美さん、司法書士の安東さん、細川原告団世話人代表の各氏。

○ **～集会の様子～**集会では、まず内田信也弁護団代表による裁判の到達点と今後の方針についての説明に続き、原告・原告予定者・弁護団からそれぞれ決意表明がありました。また、司法書士の安東さんからの支援の挨拶、細川久美子原告団代表世話人から原告の近況報告があり、最後に三浦誠一事務局長から3点の行動提起がなされ、閉会となりました。

○ **～今回の焦点(原告側「準備書面(2)」と「意見書」より)～**

**「母子加算の削減・廃止は、生活保護法第56条違反」**

**被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない**

被告側は、この条文にある「正当な理由」があるからといって母子加算のカットを合理化しようとしています。その「理由」とは、一般の勤労母子世帯との比較で生活保護世帯の方が収入が多くなるというものです。しかし、被告のこの主張は、厚労省の問題点の多い統計を元にして出された平成16年の「専門委員会」の報告書に基づいています。これに対し弁護側は比較をするなら夫婦揃っている世帯と比較すべきであること、根拠としているサンプル数が非常に少ないこと、当の「専門委員会」の報告書ですらカットに「慎重」であったことなどをあげて、反論・釈明を求めました。被告は年内の回答を渋り、今回は来年2月に持ち越されました。

**～3つの行動提起(三浦誠一・支援する会事務局長)～**

① **12/19 第2次提訴の日です。札幌地裁に14:00にお集まり下さい。**

② **2009年 2/7 支援する会第2回総会へのご参加を。**

**13:30～16:30 札幌社会福祉総合センター 記念講演:小川政亮氏**

③ **第2年度の会費・募金納入をお願いします。**

♪トピックス♪道退教(全北海道退職教員の会)より、署名211筆が届きました!! ありがとうございます。子ども達のためにもともに頑張りましょう!!